

公告第1号

福島県立小高産業技術高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成30年7月12日

福島県立小高産業技術高等学校長 鈴木 稔

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立小高産業技術高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成30年10月1日から平成36年9月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- (7) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(7)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 平成30年7月30日（月）まで（土曜日、日曜日及び同年7月16日（月）を除く。）の午前8時30分から午後4時まで
- (2) 提出場所 郵便番号979-2157
福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平78番地
福島県立小高産業技術高等学校 事務室
電話0244-44-3141
- (3) 提出方法 持参又は郵便による。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3の(2)に掲げる

場所に同じ。

- (2) 入札及び開札の日時 平成30年8月8日（水）午後1時30分
- (3) 入札及び開札の場所 福島県立小高産業技術高等学校 第1小会議室
(福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平78番地)
- (4) その他 郵便による入札書の提出は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県立小高産業技術高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、福島県立小高産業技術高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件賃貸借契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立小高産業技術高等学校情報教育コンピュータシステム一式
(搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)
- (2) 借入物品の仕様等 本説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成30年10月1日から平成36年9月30日まで
- (4) 納入場所 福島県立小高産業技術高等学校
(福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平78番地)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有すること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- (7) 福島県内に本店又は支店・営業所を有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）に次の書類を添付し、平成30年7月30日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午後4時までに4の（1）に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により平成30年8月7日（火）までに通知する。

なお、期日までに確認申請書を提出しなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

(1) 納入実績書

過去3年以内に、納入物品又はこれと類似する物品について、生産、販売又は貸与した実績書（様式は任意とし、納入年度、納入先、仕様の詳細等を明示すること。）に、当該納入物品に係る契約書または発注機関が発行した納入実績証明書等、納入の事実を証明する書類を添付すること。

(2) 製品納入証明書

公告に示した納期内に、当該物品を確実に納入できることを明らかにした製造メーカー発行の証明書（様式は任意とし、製造メーカーの本社、支店又は営業所が直接入札に参加する場合は不要とする。）を添付すること。

(3) 保守、修理及び部品供給体制を示す書面

賃貸借期間中の保守、修理及び部品の供給体制等、別途「借り入れ機器保守仕様書」に示す要求保守仕様を満たすことを示す書面（様式は任意とし、保守を行う支店、営業所、サービスセンター

等の所在地・担当名、障害発生時の復旧に要する想定時間、部品の供給体制等、要求仕様に基づき明示すること。)を添付すること。

(4) 納入仕様書

入札説明書に示す仕様書に基づき、当該賃貸借物品の納入仕様書等の図書を作成し、添付すること。

(5) 福島県内に本店又は支店・営業所を有することを証明する書類

履歴事項全部証明書(登記簿謄本)などを添付すること。なお、写しでも可とするが、その場合は、書類の余白に奥書証明(例:「原本と相違ないことを証明する 平成 年 月 日 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 ○○ ○○ 印」と写しの余白に記載し、押印する)をすること。

(6) 返信用封筒

確認申請書の審査結果を一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により通知することとなるが、郵送を希望する場合は、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、82円切手を貼った長3号封筒を添付すること。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号979-2157 福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平78番地
福島県立小高産業技術高等学校 事務室
電話0244-44-3141 FAX0244-44-6687

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成30年8月8日(水)午後1時30分から
福島県立小高産業技術高等学校 第1小会議室
(福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平78番地)

5 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定のもの(様式3)を使用することとし、下記の方法により4の(2)に示す日時及び場所へ持参により提出すること。

(2) 入札書は、封書に入れ、その封皮に次の事項を記入すること。

ア 氏名(法人にあっては、商号又は名称)

イ 8月8日開札「件名:福島県立小高産業技術高等学校情報教育コンピュータシステム一式」の入札書在中

(3) 入札書に添付する書類

ア 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)の写し

イ 委任状(様式5)※入札に代理人が出席する場合に必要

ウ 一般競争入札出席届(様式6)

(4) 入札書の必要記載事項

入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、賃貸借物品の本体価格、輸送費、保険料のほか、仕様書に定める経費等、納入、撤去に要する一切の諸経費に契約期間内における賃借料等の総額を含めて見積もること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の他に、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

6 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるか、又はその納

- 付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号(別記1)に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 入札保証金の免除を希望する者は、以下の書類を平成30年7月30日(月)午後4時までに4の(1)に示す場所に提出すること。なお、保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに入札保証保険証券原本を提出すること(原本は返却しないので留意すること。)。
- 【入札保証金納付免除関係書類】
- ア 入札保証金納付免除申請書(様式7)
 - イ 納入実績証明書(様式8)※必要がある場合に提出する。
 - ウ 納入実績証明願(様式9)※必要がある場合に提出する。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

7 入札の方法及び開札等

- (1) 開札は、4の(2)に示す日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類確認を受けるものとする。
- ア 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)
 - イ 委任状(様式5)
 - ウ 一般競争入札出席届(様式6)
- (3) 入札保証金を納付した者は、その領収書を提出すること。
- (4) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。
- (6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

8 入札者に要求される事項

入札者が提出した確認申請書に添付する納入仕様書は、契約担当者において入札説明書に示す仕様書に照らして技術審査するものとし、性能等を満たしている納入仕様書を添付した者のみ入札参加資格があると認めるものとする。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、契約担当者に説明し、協議に応じる義務を負うものとし、納入仕様書が入札説明書に示す仕様書の性能等を満たさない場合は、提出した納入仕様書の内容の変更に応じるものとする。

説明及び協議の義務を履行しない者並びに納入仕様書の内容変更に応じない者のした入札は、落札決定の対象としない。

9 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。
- (3) 入札者は代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならぬ。
- (4) 郵便による入札は認めない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることはできない。
- ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 入札会場には、一般競争入札出席届により届け出た以外の者は入場できない。
- (8) 入札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、入札会場に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

1.0 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

1.1 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 2の入札参加資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 記名押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 郵便による入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

1.2 落札者の決定方法

- (1) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を定める。
 - この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいる場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

1.3 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払いを保証したものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券又は、財務規則第228条第2項2号の保証を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

1.4 契約書等の作成

- (1) 賃貸借契約書（別紙1。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に異議がなければ記名押印し、平成30年8月24日（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日までとする。）までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期日までに契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

1.5 賃貸借料の支払等

- (1) 賃貸借料の支払

賃貸人は、月毎の賃貸借料をそれぞれ翌月以降に賃借人へ請求するものとし、賃借人は、請

求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。

(2) 月毎の賃貸借料の算出方法

月毎の賃貸借料は、賃貸借料の総額（税込み）を賃貸借期間中の月数（以下「賃貸借月数」という。）で除した額（以下「平均月額賃貸借料」という。）とする。

ただし、平均月額賃貸借料又はその取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額に1円未満の端数が生じるときは、賃貸借料の総額（税込み）から、消費税を除いた賃貸借料を賃貸借月数で除した額とそれにかかる消費税の額に1円未満の端数を生じない平均月額賃貸借料以下の近似値（以下「調整月額賃貸借料」という。）を各月の賃貸借料とする。

また、その場合は、賃貸借料の総額（税込み）から調整月額賃貸借料に賃貸借月数を乗じた額を減じて得た額を賃貸借期間の最初の月の賃貸借料に加算するものとする。

1 6 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

1 7 契約条項 契約書（案）による。

1 8 賃貸借物品の仕様等に関する質問及び回答

賃貸借物品の仕様等に関して質問があるときは、下記の要領で行うこと。

- (1) 入札説明書等に関する質問・回答書（様式10。以下「質問・回答書」という。）により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、原則として4の（1）に示す場所へ、FAXにより送付することとし、送付の後電話で確認を取ること。
郵便による場合は、速達郵便によること。
- (3) 質問書に対する回答は、質問者へ書面で回答するとともに、学校のホームページに掲載する。
- (4) 質問書の受付期間は、公告のあった日から平成30年7月23日（月）午後4時までとする。

1 9 入札説明書の再配布等の禁止

本入札説明書受領者は、配布日の属する年度から5年間、納入仕様書作成以外の目的で次の行為を行ってはならない。

- (1) 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
- (2) 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
- (3) 第三者への本説明書複写物の配布

2 0 本調達契約に関する事務を担当する部署 4の（1）に同じ。

別記1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (4) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) その他別に定めるとき。

2 (省 略)

別記2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

（7）から（18）まで （ 省 略 ）

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

福島県立小高産業技術高等学校長 様

(〒)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者職・氏名

印

電 話 番 号 (- -)

F A X 番 号 (- -)

(作成担当者職・氏名)

平成 年 月 日付け公告第 号で公告がありました福島県立小高産業技術高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借に係る一般競争入札について入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり確認の申請をします。

なお、下記 1 に掲げる資格要件に全て該当する者であること、また、下記 2 の添付書類の内容については、事実に相違ないことを誓約します。

記

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- (7) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

2 添付書類

- (1) 納入実績書
- (2) 製品納入証明書
- (3) 保守、修理及び部品供給体制を示す書面
- (4) 納入仕様書
- (5) 福島県内に本店又は支店・営業所を有することを証明する書類（履歴事項全部証明書（登記簿謄本）など）※写しでも可（奥書証明付き）

一般競争入札参加資格確認通知書

平成 年 月 日

様

福島県立小高産業技術高等学校長 印

先に申請のありました一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

公 告 日 及 び 番 号	平成 年 月 日 公告第 号
借 入 物 品 の 名 称 及 び 数 量	福島県立小高産業技術高等学校情報教育コンピュータシステム 一式
入 札 参 加 資 格 の 有 無	有 無
入 札 参 加 資 格 が 不 て 認 め ら れ る 理 由	

- ※ 1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることがあります。
2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

様式3

入 札 書

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

借入物品の名称及び数量 福島県立小高産業技術高等学校情報教育コンピュータシステム一式
借 入 期 間 平成30年10月1日から平成36年9月30日まで
納 入 場 所 福島県立小高産業技術高等学校 第3棟1階 PC室2

上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人が入札をする場合は、代理人の氏名、押印が必要)

代理人氏名

印

福島県立小高産業技術高等学校長 様

- (注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
2 再入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。

様式4（再入札で不調になり随意契約に移行する場合）

見 積 書

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

借入物品の名称及び数量 福島県立小高産業技術高等学校情報教育コンピュータシステム一式
借 入 期 間 平成30年10月1日から平成36年9月30日まで
納 入 場 所 福島県立小高産業技術高等学校 第3棟2階 PC室2

上記のとおり見積りいたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

（代理人が見積りをする場合は、代理人の氏名、押印が必要）

代理人氏名

印

福島県立小高産業技術高等学校長 様

（注）金額の文字の頭に、¥を付すこと。

様式5（代理人が出席する場合に必要）

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

平成 年 月 日に執行される「福島県立小高産業技術高等学校情報教育コンピュータシステム一式の賃貸借」の入札及び見積に関する一切の権限。

平成 年 月 日

福島県立小高産業技術高等学校校長 様

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所
氏 名

印

一般競争入札出席届

平成 年 月 日

入札参加者 住 所
 (ふりがな)
 商号又は名称
 代表者職・氏名

印

1 公 告 日 及 び 番 号 平成 年 月 日 公告第 号

2 借入物品の名称及び数量 福島県立小高産業技術高等学校
情報教育コンピュータシステム一式

3 代 表 者 ま た は 代 理 人

会 社 名	役 職 名	氏 名	備 考

4 そ の 他 出 席 者

会 社 名	役 職 名	氏 名	備 考

様式7

入札保証金納付免除申請書

平成 年 月 日

福島県立小高産業技術高等学校長 様

入札参加者 住 所
(ふりがな)
商号又は名称
代表者職・氏名

印

福島県財務規則第249条第1項の規定に基づき、福島県立小高産業技術高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借にかかる一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）
- 2 納入実績証明書（様式8）
- 3 納入実績証明願（様式9）

(注) 該当するものに○を付すこと。

様式8

納入実績証明書

発注機関			
納入物品名			
納入場所			
契約年月日			
納入の形態	物品の納入	賃貸借	その他()
納入物品の仕様			
契約金額			

申請者 住所 所
商号または名称
代表者職・氏名

印

(注1) 納入実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- 1 福島県が発注した契約の場合：契約書の写し
- 2 福島県以外が発注した契約の場合
 - ① 発注機関の発行する納入実績証明書（様式9）
 - ② 納入実績証明書を添付できない場合は、内容等を証明できる書類
- 3 契約金額は契約単価でも可（消費税を含む金額）
- 4 実績は本店・支店を問わない。

(注2) 納入形態については、該当するものに○をつけること。

なお、その他の場合は、その内容を記載すること。

様式9

納 入 実 績 証 明 願

平成 年 月 日

様

納入者 住 所
商号または名称
代表者職・氏名

印

一般競争入札の入札（契約）保証金免除申請のため、福島県に提出する必要がありますので、下記
物件の納入実績を証明願います。

記

発注機関			
納入物品名			
納入場所			
契約年月日			
納入の形態	物品の納入	賃貸借	その他（ ）
納入物品の仕様			
契約金額			

上記のとおり納入したことを証明します。

平成 年 月 日

（証明者）住 所
商号または名称
代表者職・氏名

印

注）契約金額は契約単価でもよい。（消費税を含む）

様式10

入札説明書等に関する質問・回答書

質問者 住 所
商号または名称
代表者職氏名
担当者職氏名
電話番号 (- - -)
F A X (- - -)

回答者 福島県立小高産業技術高等学校長

公 告 日 及 び 番 号	平成 年 月 日 公 告 第 号
件 名	福島県立小高産業技術高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借

質 問 事 項 質問年月日 平成 年 月 日	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
回 答 事 項 回答年月日 平成 年 月 日	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----

- 注) 1 質問書はFAXにより送信した後、必ず電話で着信の確認をすること。
2 郵送の場合は、速達郵便によること。
3 複数の質問がある場合、質問ごとに質問書を作成すること。
4 回答の内容は後日、質問担当者宛連絡するとともに、福島県立小高産業技術高等学校で閲覧に供する。

【仕様書】福島県立小高産業技術高等学校 情報教育コンピュータシステム一式

項目	要求仕様	数量
ハードウェア		
1 教師用PC		1
2 ベースユニット	省スペースデスクトップ型	
3 OS	Windows 10 Pro (64bit版) 以上	
4 プロセッサー	Xeon(R) E3-1275v6 以上	
5 メモリ	16GB 以上	
6 ストレージ	フラッシュメモリディスク256GB 以上	
7 光学ドライブ	スーパーマルチドライブ	
8 グラフィックス	グラフィックスカード NVIDIA Quadro P600 以上	
9 変換ケーブル	Mini DisplayPortからVGAへの変換ケーブル (3.0メートル) × 2	
10 キーボード	日本語キーボード (PS2またはUSB接続)	
11 マウス	光学式マウス (PS2またはUSB接続)	
12 電源ユニット	標準電源ユニット	
13 リカバリメディア	リカバリデータディスク+ドライバーズディスク(Windows 10 Pro 64bit版)	
14 ディスプレイ		2
15 パネルタイプ	TFT19型スクエア LED／ADSパネル／非光沢パネル	
16 最大表示解像度	1280×1024 以上	
17 表示色	1677万色相当	
18 応答速度	14ms [GTG]相当	
19 スピーカー	1W+1W (ステレオ)	
20 映像入力	アナログRGB、DVI-D (HDCP対応)	
21 生徒用PC		40
22 ベースユニット	省スペースデスクトップ型	
23 OS	Windows 10 Pro (64bit版) 以上	
24 プロセッサー	Xeon(R) E3-1275v6 以上	
25 メモリ	8GB 以上	
26 ストレージ	フラッシュメモリディスク256GB 以上	
27 グラフィックス	グラフィックスカード NVIDIA Quadro P600 以上	
28 変換アダプタ	miniDisplayPort変換アダプタ	
29 キーボード	日本語キーボード (PS2またはUSB接続)	
30 マウス	光学式マウス (PS2またはUSB接続)	
31 電源ユニット	標準電源ユニット	
32 リカバリメディア	リカバリデータディスク+ドライバーズディスク(Windows 10 Pro 64bit版)	1
33 光学ドライブ	USB3.0対応 外付けスーパーマルチドライブ	3
34 ディスプレイ		40
35 パネルタイプ	TFT19型スクエア LED／ADSパネル／非光沢パネル	
36 最大表示解像度	1280×1024 以上	
37 表示色	1677万色相当	
38 応答速度	14ms [GTG]相当	
39 スピーカー	1W+1W (ステレオ)	
40 映像入力	アナログRGB、DVI-D (HDCP対応)	
41 サーバシステム		1
42 筐体	タワータイプ、サーバ専用機であること	
43 CPU	Xeon プロセッサー E3-1220v6(3GHz/4コア/8MB) 以上	
44 メインメモリ	8GB 以上	
45 RAID	RAID設定サービス(RAID5)	
46 ベイ追加オプション	ベイ追加オプション(2.5インチストレージ×8)付属	
47 内蔵HDD	内蔵2.5インチSAS HDD-600GB (10krpm)×3以上	
48 内蔵ドライブ	内蔵DVD-ROMユニット付属	
49 アレイコントローラ	SASアレイコントローラカード付属	
50 電源ケーブル	電源ケーブル(AC100V対応/3m)付属	
51 キーボード	日本語キーボード (PS2またはUSB接続)	
52 マウス	光学式マウス (PS2またはUSB接続)	
53 サーバ管理ソフト	サーバ管理ソフトを添付すること	

【仕様書】福島県立小高産業技術高等学校 情報教育コンピュータシステム一式

項目	要求仕様	数量
54 無停電電源装置		
55 方式	常時商用方式(ラインインターラクティブ方式)	1
56 定格容量	750VA／500W以上、コンセント数：6個	
57 ディスプレイ		
58 パネルタイプ	TFT17型スクエア LED／非光沢パネル／TNパネル	1
59 最大表示解像度	1280×1024 以上	
60 表示色	1677万色 相当	
61 応答速度	5ms 相当	
62 スピーカー	1W+1W (ステレオ)	
63 映像入力	アナログRGB、DVI-D (HDCP対応)	
64 外付けHDDドライブ		
65 NAS	USB3.0接続、ミラーリング機能搭載の容量4TB以上であること	1
66 ネットワーク機器		
67 スイッチングHUB	Giga対応 スイッチングHub 金属筐体/電源内蔵モデル 16ポートモデル	5
68 LAN敷設	LANケーブル（カテゴリー5eケーブル）一式（既設ケーブルを流用可能とするが、その場合はケーブルテストを行い接続不具合があるケーブルは再敷設を行うこと。また、不足分が生じた場合についても、新規敷設すること。）	1
69 複合機		
70 プリント方式	レーザー方式 (半導体レーザービーム走査 + 乾式二成分電子写真方式)	1
71 プリント機能	自動両面印刷	
72 用紙サイズ	A3対応	
73 メモリースロット	1,024MB 以上	
74 印刷速度	A4サイズ モノクロ：32枚／分、カラー：32枚／分、A3サイズ モノクロ：18枚／分、カラー：18枚／分	
75 給紙容量	MPトレイ：190枚+標準カセット（C1）：305枚+標準カセット（C2）：670枚	
76 A3モノクロレーザープリンタ		
77 プリント方式	レーザー方式 (半導体レーザービーム走査 + 乾式二成分電子写真方式)	2
78 プリント機能	自動両面印刷	
79 用紙サイズ	A4対応	
80 メモリースロット	1GB 以上	
81 印刷速度	片面印刷 40枚／分（A4ヨコ）、両面印刷 28ページ／分（A4ヨコ）	
82 給紙容量	MPトレイ：100枚（64g/m ² 普通紙使用時）用紙カセット：550枚（64g/m ² 普通紙使用時）	
83 プロジェクター		
84 最大解像度	UXGA	1
85 方式	3LCD方式(3原色液晶シャッター式投映方式)	
86 有効光束	3400lm	
87 スクリーン		
88 使用生地	CW	1
89 フォーマット	4 : 3	
90 イメージ寸法 W × H (mm)	1,620×1,220 (mm) 以上	
91 ブルーレイプレーヤー		
92 再生可能メディア	BD-ROM、BD-RE、BD-R、DVD-ROM、DVD-R、DVD-R（DL）、CD-DA、CD-R/RW	1
93 その他	HDMIケーブルを添付すること	
94 スピーカーシステム		
95 スピーカー形式	バスレフ式フルレンジ スピーカーシステム（防磁設計）	1
96 スピーカーサイズ	3インチ（直径77.8mm）	
97 入力端子	直径6.3ミリメートル標準ジャック（マイク用）×2、3.5mmステレオミニジャック（外部音声入力用）×1、3.5mmステレオミニジャック（外部音声出力用）	
98 実用最大出力	20W (10W+10W)	
99 付属品	ワイヤレスマイク×2、ACアダプタ×1、収納用バッグ×1、取扱説明書	
100 授業支援システム		
101 授業支援ソフト		
102 授業支援ソフト	SKYMENU Pro 2018 LT版 福島県立小高産業技術高校版	1
103 環境復元ソフト		
104 授業支援ソフト	起動する度に生徒機の状態を設定した時点の状態へ戻る機能。授業支援のソフトの一部であること	1
105 中間モニタシステム		
106 マスター装置	LNET-730マスター装置	1
107 ユニット装置	LNET-730Sチューデントユニット	14

【仕様書】福島県立小高産業技術高等学校 情報教育コンピュータシステム一式

項目	要求仕様	数量
108 確認用ディスプレイ	先生機と同等性能のディスプレイとする	1
109 中間ディスプレイ	生徒機と同等性能のディスプレイとする	14
110 モニターム	モニタームポールの長さは700mm（机上面からポール先端まで）、支柱の太さは直径38mm程度とすること	14
111 ソフトウェア		
112 Office		
113 ライセンス	Microsoft Office Professional Plus 2016 ※福島県ライセンス	必要数
114 OSライセンス		
115 サーバOS	(OPアカデミック)Windows Server STD CORE 2016 2 Licenses ライセンス CoreLic	必要数
116 クライアントCAL	Windows Server Device CAL (福島県ライセンス)	必要数
117 無停電電源装置管理		
118 UPS管理ソフト	APC Smart-UPS 500/750用 PowerChute Business Edition Windows & Linux Licence	1
119 バックアップ		
120 ライセンス	Arcserve UDP v6.5 Advanced Edition - Server - Academic -ライセンス	1
121 ライセンス保守	Arcserve UDP Advanced Edition - Server - 1 Year Maintenance - New	1
122 インストールメディア	License Program ARCServe Media Kit Japanese	1
123 CADソフト		
124 インストールメディア	SolidWorksDEU Edition Media Kit	1
125 ライセンス	SolidWorksDEU Edition 100 USERS	1
126 文書作成ソフト		
127 インストールメディア	JL-Education 一太郎Pro 4 インストールメディア	1
128 ライセンス	JL-Education 一太郎Pro 4 バージョンアップ	1
129 言語ソフト		
130 ライセンス	(OPアカデミック)Visual Studio Professional 2017 ライセンス	1
131 動画編集ソフト		
132 先生用ソフトウェア	Nero Platinum 2018	1
133 生徒用ソフトウェア	VideoStudio Pro 2018 アカデミック版	40
134 フリーソフト		
135 Autodesk	Autodesk Product Design Suite for Education	41
136 3D CADソフト	FUSION360	41
137 CADソフト	JW-CAD	41
138 回路設計CAD	EAGLE	41
139 統合開発環境ソフト	Visual Studio	41
140 C言語学習ソフト	学習用 C 言語開発環境	41
141 BASIC学習ソフト	十進ベーシック	41
142 組込プログラミング	ArduinoIDE	41
143 言語ソフト	Microsoft Visual Studio Express	40
144 特記事項		
145 搬入・設置・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の指定する設置場所までの機器の搬入・設置まで含む。 ・設置に伴う配線および調整は本仕様に含む。 ・ハードウェアの設定、動作確認まで行なうこと。 ・ソフトウェアのインストール及び環境設定、動作確認を行なうこと。 ・全システムが支障なく運用できることを学校側担当者立会いのもと確認すること。 	
146 構築	<ul style="list-style-type: none"> ・学校側担当者と入念な打合せを行い、要望に応じた構築を行なうこと。 (ユーザーIDアカウント・ログオン形式・運用管理・自動アップデートの設定等) ・ウィルス対策ソフトは、学校に整備済みのものを使用すること。 ・学校の環境に応じた構築を行なうこと。 ・福島県教育庁教育総務課提供のMicrosoft Office Professional2016ライセンスを適用し、納品すること。 	
147 研修条件	学校と協議のうえ、システムの稼動に必要な操作説明会を実施すること。	

【仕様書】福島県立小高産業技術高等学校 情報教育コンピュータシステム一式

	項目	要求仕様	数量
148	保守	<ul style="list-style-type: none"> ・納入機器の故障時には、翌日までに誠意をもって対応し、リース期間内（6年間）のシステム障害や自然発生の故障は無償で修理すること。 ・修理に時間を要する場合は、代替機器を用意し、授業の妨げにならないようにすること。 ・1年に1度以上の定期メンテナンスを行なうこと。（サーバー清掃、アップデートの確認等） * 詳細は別紙「借入機器保守仕様」による。 	
149	処分料	賃貸借終了時の撤去費用は落札業者負担とする	
150	納入場所	福島県立小高産業技術高等学校 第3棟2階 PC室2	

借入機器保守仕様

1 設置場所

福島県立小高産業技術高等学校 第3棟2階 PC室2

2 機器の設置・調整について

- ・福島県立小高産業技術高等学校担当者と打ち合わせの上、設置完了までの日程調整を行うこと。
- ・機器の設置・調整は、専門の技術者が行うこと。
- ・機器の設置に当たっては、設置場所の状況に応じて耐震対策を施すこと。
- ・各機器・各システムが正常に動作するまでのインストール作業・ソフトウェア調整作業・プログラム移行作業・データ移行作業を行なうこと。
- ・搬入、据付、配線（電源系を含む）及び調整等に要する費用は、全て受注者の負担とする。

3 保守・支援要件について

契約期間中において、以下の要件を満たすこと。

(1) ハード保守体制

- ア 障害に関する受付について、平日の8時30分から17時00分まで対応できる体制が整っていること。
- イ 障害発生から24時間以内に応急復旧を施し、72時間以内に完全復旧させること。また、要望があった場合は、代替品の提供を行なうこと。

(2) 保守サービスについて

- ア 本システムを構成する全てのハードウェアについて、6年間の保守サービスを提供すること。
- イ 福島県立小高産業技術高等学校担当者と打ち合わせの上、年1回以上の定期点検を実施すること。

(3) 教育・研修要件

機器設置完了後、福島県立小高産業技術高等学校担当者と打ち合わせの上、2日以上のハードウェア及びソフトウェアに関する操作研修を実施すること。また、その後の技術的要望に対しても援助支援すること。

4 成果品の提出

設置完了後、以下の書類を提出すること。

- ・ネットワーク接続図
- ・各機器環境設定書
- ・運用・操作手引書
- ・保守体制・定期点検保守項目・保守スケジュール・緊急時の障害復旧方法に関する説明書